

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全且つ健全なる事業活動を通じ、企業価値を向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考え方のもと、経営管理組織の整備を推進し、各部門の効率的・組織的な運営及び内部統制の充実を図っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称          | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-----------------|-----------|-------|
| 株式会社 マキリ        | 4,343,800 | 43.51 |
| マキヤ取引先持株会       | 734,900   | 7.36  |
| 公益財団法人 マキヤ奨学会   | 700,000   | 7.01  |
| 株式会社 静岡銀行       | 495,500   | 4.96  |
| スルガ銀行 株式会社      | 489,800   | 4.91  |
| 三井住友信託銀行 株式会社   | 187,000   | 1.87  |
| 三井住友海上火災保険 株式会社 | 139,600   | 1.40  |
| 矢部 伸 泰          | 128,630   | 1.29  |
| 明治安田生命保険 相互会社   | 114,000   | 1.14  |
| 万葉倶楽部 株式会社      | 103,000   | 1.03  |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 株式会社 マキリ |
|-----------------|----------|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ       |
| 決算期                 | 3月              |
| 業種                  | 小売業             |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満           |

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と当社の事業内容が異なるため、当社の事業活動を阻害される状況はありません。また、支配株主との取引は報告日現在行われておらず、今後の取引の予定もありません。

なお、将来的に支配株主との取引が発生する場合には、他の一般取引と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10名    |
| 定款上の取締役の任期             | 1年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 8名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性    | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |  |  |
| 向 眞生  | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
| 幸山 秀明 | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

|       |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 向 眞生  |                                              | 公認会計士並びに監査法人の代表社員として長年企業会計に携わり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから社外取締役を選任しております。また、同氏には、会計専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、財務・会計に関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験がありませんが、以上の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定いたしました。 |
| 幸山 秀明 | 当社は、幸山秀明氏と顧問弁護士契約を締結しております。なお、弁護士報酬は僅少であります。 | 弁護士として長年法曹界に携わり、法律・コンプライアンスに関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、社外取締役を選任いたしました。また、同氏には、法律専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に法務・コンプライアンスに関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、以上の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。                                             |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 4名     |
| 監査役の数      | 3名     |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、監査概況等について定期的に情報交換や意見交換を行うことにより情報の共有化を図っております。監査役は会計監査人と年4回以上の会合を実施し、会計監査人の監査実施状況等について意見交換を行っております。監査役と内部監査部門は、毎月1回開催している内部監査報告会において内部監査状況等の報告や意見交換を行っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の数                | 3名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 湯山 勝博 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 加部 利明 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 清川 修  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                           |
|-------|------|--------------|-------------------------------------------------|
| 湯山 勝博 |      |              | 人事管理・財務の面の知識と経験で、企業経営全般に対して指導及び監査を行える人材であります。   |
| 加部 利明 |      |              | 人事・総務・財務の面の知識と経験で、企業経営全般に対して、指導及び監査を行える人材であります。 |
| 清川 修  |      |              | 経理・経営企画の面の知識と経験で、企業経営全般に対して指導及び監査を行える人材であります。   |

## 【独立役員関係】

独立役員の数 2名

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬として、各四半期ごとに役員賞与を支給しており、企業の収益力と成長性を評価する基準として、管理会計上の経常利益及び経常利益の社内予算達成率等の指標に基づいて決定しております。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役別の総額を有価証券報告書及び事業報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

取締役及び監査役の報酬限度額は、会社及び個人の業績や実績を総合的に勘案し、定時株主総会において決議した額の範囲内で役員報酬内規に基づいて決定しております。また、企業価値の継続向上を目的として、業績連動性を強化することにより、役員の実績への貢献意欲の向上を図ることと、報酬の決定プロセスが公正であり、客観性の高いものであることを基本方針としております。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等が上記基本方針において定める基準額または算式に基づき決定されていることを確認しております。

#### 固定報酬

取締役(社外取締役を除く)の固定報酬は、当社の取締役会で決議された「役員報酬内規」に定める役位別報酬の基準額に基づき決定するものとし、代表取締役社長に決定を一任する旨を取締役会にて決定しております。なお、当該基準額は、代表権を有する取締役は定額基準、代表権を有しない取締役は役位別に上限額と下限額を定めております。社外取締役の固定報酬は、「役員報酬内規」に定める社外取締役の定額基準額に基づき、取締役会にて協議して決定しております。監査役の固定報酬は、「役員報酬内規」に定める常勤監査役または非常勤監査役の定額基準額に基づき、監査役会にて協議して決定しております。

#### 業績連動報酬

取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬として、従業員賞与評価基準に準じて、各四半期ごとに賞与を支給しております。当社は、企業の収益力と成長性を評価する基準として、管理会計上の経常利益及び経常利益の社内予算達成率を重要な指標の一つとして捉えており、以下の算式に基づいて決定しております。

各四半期ごとの賞与支給額

固定報酬(月額) × 75% × 業績係数( 1) × 賞与考課係数( 2)

1. 業績係数は、各四半期ごとの管理会計上の経常利益の社内予算達成率に基づいて上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。
2. 賞与考課係数は、各四半期ごとの管理会計上の経常利益の前年比、業績への寄与度及び貢献度等を個別に評価したものであり、上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

社外取締役及び監査役は、経営の監督機能を有効に機能させるため、賞与は支給しておりません。

#### 退職慰労金

当社の取締役会で決議された「役員退職慰労金内規」に定める算定方法に基づき、取締役については取締役会、監査役については監査役会にて協議して決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、当社総務部が担当し、重要情報の提供、問い合わせ等に対応しております。また、取締役会等の議案や会議資料を事前に配布し、必要な事項については説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### <業務執行>

毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や、経営に影響を及ぼすリスクの検討、営業数値の達成状況等について全社的な見地から十分な審議を行っております。また、取締役、各部部长及び常勤監査役で構成する経営会議を毎月1回開催し、重要事項、業務課題についての事前検討、営業状況の把握を行っております。

### <監査・監督>

監査役3名は、経理、財務、人事、総務等の適切な知識と経験があり、財務、会計に関する十分な知見を有する人材を選任し、監査体制の強化を図っております。監査役全員は、取締役会への出席、決裁書の検閲等を通じ、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況において監視監督を行っております。

また、2社の弁護士事務所と顧問契約を締結し、法律上のアドバイスを受けております。会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計及び内部統制に係る監査を受けております。

### <指名・報酬決定等>

役員候補者の指名については、代表取締役社長が人格、見識、業績、経歴等を勘案し、候補者として取締役会に諮った後、株主総会の決議に基づいて決定しております。役員報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で役員報酬内規に基づいて協議・決定しておりますが、代表取締役社長に対し、取締役(社外取締役を除く)の固定報酬及び業績連動報酬の個人別の具体的な報酬額の決定を委任しております。その理由は、代表取締役社長が、当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役(社外取締役を除く)の業績を評価して報酬の内容を決定するのに最も適していると考えたためであります。

### <責任限定契約>

・当社と社外取締役並びに社外監査役は、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

社外取締役並びに社外監査役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役並びに社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は常勤監査役1名が経営会議に出席するとともに社外取締役2名、監査役3名(うち社外監査役3名)が取締役会に出席し、経営判断の妥当性について確認する役割を果たし、客観的且つ中立的な立場から十分な監視機能が適切に機能しているものと考えており、現状のコーポレート・ガバナンス体制を維持することとしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|               | 補足説明                                                                                                                                                  |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社第69期定時株主総会(2021年6月29日開催)におきましては、招集通知の発送日(6月4日発送)から総会開催日まで中24日を確保し、法定より10日早い招集通知の発送を行っております。<br>また、発送日以前に当社ホームページに掲載するとともに、東京証券取引所のTDnetにより開示しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

|               | 補足説明                                                                                                                                      | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 適時開示情報、決算短信、有価証券報告書等を開示しております。<br><a href="https://www.makiya-group.co.jp/ir/index.html">https://www.makiya-group.co.jp/ir/index.html</a> |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                         |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 証券取引に関連する法令及び証券取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの会社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とし、重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正且つ適時・適切な開示方針を規定しております。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの重要性を認識し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する体制と、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
  - (2) 内部統制監査室は、総務部と連携し、コンプライアンスの状況を監査するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
  - (3) 法的・倫理的問題の早期発見・是正を目的として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 「文書管理規程」の定めに従い、取締役の職務執行に係る情報を「書面」または「電磁的媒体」に記録し、適切に保存・管理する。
  - (2) 上記情報の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」の定めに従う。
  - (3) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 「リスク管理規程」の定めに従い、個々のリスクにおける管理責任者を決定し、速やかに対処するリスク管理体制を構築する。
  - (2) 不測の事態の発生時は、「緊急事態対策規程」の定めに従い、社長を室長とする「緊急事態対策室」を設置し、迅速な対応を行うことで、損害拡大の防止に努め、これを最小限に止める体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、月1回、「取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催するとともに、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に取締役、各部署長及び常勤監査役によって構成される「経営会議」において議論し、その審議を経て、「取締役会」にて決議を行う。
  - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行、職責の範囲及び執行手続等の詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の定めに従い、実行する。
5. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
  - (2) グループ企業全体に及び会議体を運営し、当社グループ間の情報共有化と職務執行を管理する。
  - (3) 当社は、「関係会社管理規程」の定めに従い、子会社に対し、その業務の執行状況や意思決定事項等の事前報告を義務付ける。
  - (4) 当社のグループ間取引については、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし、適切に行われるように管理する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役を補助すべき使用人を置く場合は、予め監査役会の同意を得るものとする。
  - (2) 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役が行い、人事異動・賃金等の改定については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
  - (3) 当該使用人が他部署の業務を兼務している場合、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
7. 当社並びに当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、速やかに当該内容を報告する。
  - (2) 監査役は、「取締役会」・「経営会議」等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求める。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社及び当社の子会社は、当該報告をした者に対してこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に対し、周知・徹底する。
  - (2) 取締役または使用人が内部通報窓口等を利用し、監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ報告する。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに、当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人及び各業務執行取締役並びに重要な各使用人と定期的に情報・意見交換を行う。
  - (2) 監査役会は、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人と意見交換及び協議し、監査業務に関して連携を図る。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて外部専門機関（顧問弁護士、警察等）と連携することで、これら反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。
- (2) 当社は「マキヤグループ行動規程」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報規程」を定め、反社会的勢力及び団体との関係を遮断することを明文化することで、全社員に対して会社の意思を表明すべく、規程を整備しております。
- (3) 外部の相談機関として、県警を顧問に迎えて組織される「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟するとともに、警察OBと顧問契約を締結し、情報交換を行い、反社会的勢力から会社を守る体制作り役立てております。
- (4) 総務部が反社会勢力への対応を統括しており、問題が生じた場合は、顧問弁護士、警察OB顧問及び所轄警察署等の外部の専門期間に適宜相談をしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレートガバナンス体制及び適時開示体制の概要は以下のとおりであります。



